平成２７年（フ）第３００２号
埼玉県草加市北谷１丁目２－３－415
債務者　丸川　直子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３００３号
埼玉県富士見市榎町24　富士見ニューライフ419、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市苗間１丁目10―20―101
債務者　久保田健平
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３００５号
東京都府中市白糸台３丁目19―５―205
債務者　野田千絵子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目19番４号
債務者　的場愛次郎
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５８号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地の１　市営橋戸原ハイツ12棟301号
債務者　村上　寿好
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７５号
横浜市栄区桂町279番地12　クレールメゾン桂102号
債務者　吉田　正恵
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９号
栃木県鹿沼市緑町３丁目７番７号　鹿沼コーポＡ202号室
債務者　辻　　将士
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３９号
栃木県宇都宮市陽東４丁目８番26号　サンコーポ小倉202
債務者　櫻井代志子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４１号
栃木県宇都宮市鶴田町2186番地39
債務者　小松八千穏
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１３号
静岡市駿河区中田３丁目８番４号　セントラル中田201号
債務者　神谷　邦仁
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６９号
東京都足立区椿２丁目27―10―204
債務者　村松　優紀
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３８号
神奈川県高座郡寒川町宮山3402番地９　レジデンス宮山101
債務者　金澤　恭平
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
長崎県平戸市田平町山内免527番地
債務者　小田　　洋
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前10時15分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４１０号
岐阜市織田塚町１－６－１　ハイムエクセルⅡ４Ｂ号室、住民票上の住所岐阜市美園町３丁目19番地
破産者　小森　尚樹
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第６７８７号
東京都目黒区東山２丁目３番２号　ＣＯＭ’Ｓ　ＦＯＲＵＭ４Ｆ
破産者　有限会社ドリーム・フォース
1　決定年月日　平成27年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部